

琉球大学附属図書館暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う臨時閉館の取扱いに関する申合せ

平成26年10月27日
附属図書館運営委員会決定

この申合せは、暴風等による事故の発生を防止する事を目的とし、暴風警報及び気象等に関する特別警報発表に伴う附属図書館及び附属図書館医学部分館（以下「図書館」という。）の臨時閉館の取扱いに関し、必要な事項を定める。

- 1 暴風等による図書館の臨時閉館の扱いは以下のとおりとする。
 - (1) 沖縄本島内に暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報（以下、暴風警報等という。）が発表されている間は図書館を臨時閉館とする。ただし、図書館開館中に暴風警報等が発表され、館内利用者の安全な帰宅等が困難と判断される場合は、開館を継続し、館内退避の措置を講ずるものとする。
 - (2) 暴風警報等が発表されない場合においても、利用者の安全確保が難しいと判断される場合は、利用者の安全を考慮し、予防的に臨時閉館とすることがある。
- 2 沖縄本島内の暴風警報等の解除に伴う図書館開館の扱いは以下のとおりとする。ただし、暴風警報等の解除時に路線バスが運休している場合は、暴風警報等の解除時間を路線バスの運行再開時間に読み替えて運用する。

通常期平日（開館時間 8時～21時40分）	
前日17時までに暴風警報等が解除	8時から開館
6時30分までに暴風警報等が解除	9時から開館
11時までに暴風警報等が解除	13時30分から開館
16時までに暴風警報等が解除	18時30分から開館
16時までに暴風警報等が解除されない	終日休館

休日・休業期平日（開館時間 10時～20時）	
7時30分までに暴風警報等が解除	10時から開館
13時30分までに暴風警報等が解除	16時から開館
13時30分までに暴風警報等が解除されない	終日休館

附 則（平成26年10月27日）

この申合せは、平成年26年月10月27日から施行する。

附 則（令和2年12月1日）

この申合せは、令和2年12月1日から施行する。